

鎌倉幕府滅亡の歴史的前提：鎮西探題裁許状の分析

瀬野，精一郎

<https://doi.org/10.15017/2344387>

出版情報：史淵. 75, pp.75-105, 1958-03-20. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

鎌倉幕府滅亡の歴史的前提

— 鎮西探題裁許状の分析 —

瀬野 精一郎

序 論

元弘三年五月廿五日鎮西探題北条英時滅亡の際、多くの鎮西御家人が、期せずして北条英時誅伐に馳参している事は、消極的には鎮西御家人の鎌倉幕府に対する永年の鬱積せる不満、積極的には鎌倉幕府からの人心の離反、倒幕を意図する潜在勢力の広汎なる存在を如実に物語っている。

そのよつて来る原因として従来説かれている所は、異国警固番役のための負担過重による御家人の経済的窮乏、元寇恩賞地配分に対する不満、得宗専制支配強化政策に対する反激等が挙げられている。

しかし我々は鎌倉幕府滅亡にもつながる問題を、かゝる平面的把握によつて解決を急いではならないであらう。

この点に関し、先の上横手雅敬氏は「鎌倉幕府法の限界」(歴史学研究No. 177号所収)に於いて、幕府・荘園領主・御家人の対抗関係の中に問題をとらえられ、鎌倉初期に於いて均衡を保つ二勢力の調停者の立場にあつた幕府が動揺し、末期には庄園体制擁護の立場に回つた事を指摘され、これを「鎌倉幕府法の限界」として取りあげられている。

上横手氏は本論文で

「このような幕府と御家人の矛盾は、古代的、荘園制勢力との闘争を中止した幕府と、荘園領主との苦難にみちた闘争の中で領主制の推進をやめなかつた御家人との矛盾」と結論された。

しかし鎌倉末に於いては非御家人階層の勢力伸張を無視する事は出来ない。

したがつて幕府・荘園領主・御家人の對抗關係に於いて問題をとらえるだけでは不充分であり、新興勢力である非御家人層の鎌倉幕府支配体制組入れの成否が、鎌倉幕府の運命の分岐点となつたことも忘れてはならない。

しかも地頭御家人が在地における領主制を推進する際、必然的に前面に立ち塞さがる荘園領主との対決を運命づけられていた如く、新興勢力である非御家人層は、荘園領主と対決し、御家人と対決しながら、更にその背後にある鎌倉幕府の政治的圧力と闘う事なしには彼等の途は開けなかつたのである。

この三者の在地における領主権確立をめぐる死闘こそは、鎌倉時代全般を通じての中心課題であり、鎌倉末期においては、彼等の現実の種々の矛盾を根本的に克服する最後の手段でもあつた。

彼等が鎌倉幕府に求めたものは、彼等のこの現実の要求に対する幕府の理解と強力な庇護であつたらう。

これに比較すれば元寇思賞地の不満等は小事とさえ云える。

この三者の対決の調停者の立場に立たされた幕府は、如何なる基本方針の下にこの問題に対処したのであらうか。

本稿はかゝる観点から、幕府の一出先機関として、完全な裁断権を具備し、永仁年間以後鎮西における一切の所務沙汰に関する訴訟を裁断した鎮西探題裁許状の蒐集分析を通じて、鎌倉末における幕府の対荘園領主、対御家人、対非御家人政策をイデオロギーの面からではなく、具体的訴訟に対する裁決の中から導き出さんとしたものであり、更に進んで在地における反幕勢力の広汎なる存在理由を説明する事を意図して考察を試みたものである。

蒙古襲來後、鎮西に於ける軍事的御家人統率及び訴訟裁断を主たる目的として設置された鎮西探題の機構及び権限、その性格等については、佐藤進一氏が「鎌倉幕府訴訟制度の研究」の中で、「鎮西探題」の一章を設けて、鎌倉幕府訴訟制度の一環としての鎮西探題を、六波羅探題と対比しつゝ詳論されている。

鎮西探題設置の時期については異論があるが、この点に就いて相田二郎氏は、北条兼時、時家の有した権限は、単に軍事的統率者たるに止り、訴訟に対する裁断権が与えられていなかった点を指摘され、これを探題と呼ぶ事が出来ないとして居られるのに対し、^(註1)佐藤氏は、兼時・時家の時代にも聴訴の権が与えられた徴証がある事を指摘され、北条兼時、時家の鎮西下向の時、即ち永仁元年をもつて鎮西探題の設置と考えて居られる。^(註2)

幕府は元寇後、鎮西御家人をして異国警固番役に専念せしむるため、鎮西御家人の関東、六波羅参訴を禁じ、^(註3)それに代るべき訴訟機関の鎮西設置が意図され、先ず弘安七年特殊合議訴訟機関が設置され、次いで弘安九年鎮西談議所が設けられたが、いづれも所期の目的を達し得ずして失敗に終つている。^(註4)

鎮西談議所設置の際、幕府は「少式入道、薩摩入道、渋谷権守入道、寄合可令尋成敗、若於国難裁許者、可令注進、雖為越訴、尋究可令注申」(新編追加弘安九・七・十六)と定めている。

しかしかゝる不完全な裁断権の附与は、いたずらに訴訟制度を混乱させるのみで、その意図する鎮西御家人の関東、六波羅への参訴を停止せしむる事はむづかしく、かゝる機関をして単なる訴訟手続機関、或いは下級裁判機関たるに終らしめる可能性が強い。

島津家文書正応三年二月十二日関東裁許状及び正応五年十二月十六日関東裁許状が、共に鎮西談議所の四人頭人の一人である大友頼泰の注進状によつて裁決されている事は、實質的には鎮西談議所が訴訟準備手続機関の役割を果したに過ぎなかつた事を示して居り、又深堀系図証文記録正応二年十一月日沙弥西浄言上状の中に

「而依異國事、鎮西雜訴等、於幸府有沙汰之間、淨忍為御家人之身、以往古關東御領、稱一圓地、濫望地頭職之条、其咎不輕之上者、可被行罪科之處、鎮西四人頭人之中當時被經沙汰之最中、只誘取奉行一人注進狀、潛上洛之由、承及之条、旁不審多之、不足信用者也、所詮於幸府重々被經沙汰之上者、欲被弃捐峯入道淨忍濫訴矣」

とあり、鎮西談議所の沙汰によつて不利な判決を受けた淨忍が、更に上洛して關東に訴えた事がわかり、鎮西談議所の下級裁判所の性格を示すものである。

更に今日特殊合議制訴訟機関、及び鎮西談議所の裁許状を見る事が出来ず、この期間の鎮西に於ける所務沙汰が依然として關東下知状によつて判決が行われている事は、聴訴の権が与えられたにも拘らず、實際は關東への訴訟取次機関に終つた事を示すものと思われる。

かかる機関をして訴訟取次機関、下級裁判機関たらしめないためには、完全な最終的裁断権を附与する以外にはない。元寇後聴訴の権を与えられて鎮西に下向して来た奉行人で、裁許状を發した最初の奉行人は北条実政であつたと思われる。

この事は従来の不完全な聴訴の権限より、更に強力にして完全な裁断権が北条実政に附与された事を示すものと云うべく、更に永仁七年越後九郎、豊前々司（少式盛氏法名淨意）渋谷河内権守重郷、伊勢民部大夫、戸次太郎左衛門尉の在地位有力御家人五名を鎮西評定衆に補任した事、^(注)及び同年三番の鎮西引付衆の設置に見られる鎮西探題の訴訟機関の整備のための積極的動きも、この間の事情を明瞭に物語つてゐる。

よつてこの永仁五年探題北条実政の時をもつて、軍事的統率権と実質的訴訟裁断権を兼備するに至つたものと考ええる。

如何なる権限の具備をもつて探題の設置と考えるかについては問題があるが、若し相田氏、佐藤氏の如く裁断権の有無をもつて鎮西探題の設置の時期を云々するとすれば、北条実政をもつて初代鎮西探題と考えるべきではなからうか。

以後鎮西探題は北条実政、北条政顕、北条随時、北条英時と北条一族に受け継がれ、永仁五年より元弘三年鎮西探題滅亡に至る約三十六年間にわたり、その間探題交替のための未補の間、及び探題退座の場合の短期間を除く、鎮西に於ける所務沙汰の裁断権を握り、その裁決にあたつている。

この四代三十六年間に於ける鎮西探題裁許状は、私見の及ぶ限りでは一七八通の多きに達した。しかしなお未見のものもあると思われるので、次にその目録を示す。

鎮西探題裁許状目録

永仁五年九月七日	北条実政	深江文書	延慶二年六月十日	北条政顕	佐田文書
〃 六年五月廿六日	〃	山代文書	〃 二年六月廿六日	〃	阿蘇文書
〃 七年五月廿二日	〃	立花大友文書	〃 二年九月十二日	〃	新編彌寝氏正統系図
〃 七年六月二日	〃	都甲文書	〃 二年十月二日	〃	載伴姓肝付氏六代周防守兼藤譜
正安元年十二月四日	〃	彌寝文書	〃 二年十月廿二日	〃	新編彌寝氏正統系図
〃 元年十二月廿五日	〃	大川文書	〃 二年十一月二日	〃	大隅有馬文書
〃 二年三月三日	〃	宇佐永弘文書	〃 二年十一月十二日	〃	吉本末吉検見崎氏家藏
〃 二年三月十二日	〃	池田文書	〃 二年十二月六日	〃	入来院文書
〃 二年七月二日	〃	山田文書	〃 二年十二月十二日	〃	権執印文書
〃 三年六月六日	〃	水引執印文書	〃 三年十月六日	〃	曾木文書
〃 三年六月十六日	〃	高城寺文書	〃 三年十二月六日	〃	志賀文書
〃 四年八月十八日	北条政顕	志賀文書	〃 三年十二月十六日	〃	宗像文書(松平定教氏所藏文書)
〃 嘉元二年十月廿六日	〃	来嶋文書	應長元年七月廿二日	〃	宗像神社文書
〃 三年八月二日	〃	立花大友文書	〃 正和元年十一月廿二日	〃	後藤家古文書
〃 三年九月廿六日	〃	曾木文書	〃 元年十二月二日	〃	実相院文書
			〃 元年十二月二日	〃	相良家文書
			〃 元年十二月二日	〃	宗佐益永家證文

正和元年十二月十六日	北條政頭	志賀文書	正和二年九月六日	北條政頭	小山田文書
元年十二月廿七日	〃	翻寝文書	二年九月十六日	〃	太宰府神社文書
二年正月廿日	〃	宇佐永弘文書	二年十月六日	〃	宇佐永弘文書
二年二月廿二日	〃	熊野御堂真氏所藏文書	二年十月六日	〃	湯屋文書
二年三月十二日	〃	宇佐永弘文書	二年十月十二日	〃	宇佐永弘文書
二年六月二日	〃	北文書	二年十月十二日	〃	到津文書
二年六月十六日	〃	北文書	三年卯月十六日	〃	有浦文書
二年六月十六日	〃	都甲文書	三年五月廿二日	〃	志賀文書
二年六月十六日	〃	宇佐永弘文書	三年七月十六日	〃	島津家文書
二年六月廿二日	〃	宇佐永弘文書	三年九月二日	〃	詫磨文書
二年六月廿二日	〃	湯屋文書	三年十一月廿七日	〃	島津家文書
二年六月廿七日	〃	宇佐永弘文書	四年五月二日	〃	河上神社文書
二年六月廿七日	〃	宇佐永弘文書	四年五月二日	〃	河上神社文書
二年七月二日	〃	宇佐永弘文書	四年五月十二日	〃	比志嶋文書
二年七月二日	〃	宇佐永弘文書	四年五月廿七日	〃	河上神社文書
二年七月十日	〃	到津文書	四年六月二日	〃	青方文書
二年七月十二日	〃	宇佐永弘文書	四年六月二日	〃	河上神社文書
二年七月十二日	〃	宇佐永弘文書	五年二月十二日	〃	河上神社文書
二年八月二日	〃	相良家文書	文保元年八月廿五日	北条隨時	黒水文書
二年八月四日	〃	相良家文書	元年九月二日	〃	比志嶋文書
二年八月十二日	〃	小山田文書	元年九月二日	〃	島津家文書
二年八月十六日	〃	小山田文書	元年九月十二日	〃	詫磨文書
二年八月廿七日	〃	宇佐永弘文書	元年九月十九日	〃	比志嶋文書
二年九月六日	〃	野仲文書	元年九月廿四日	〃	島津家文書

文保元年十二月廿五日	北条隨時	河上神社文書	元亨三年五月十六日	北条英時	河上神社文書
// 二年三月十九日	//	河上神社文書	// 三年五月廿五日	//	來嶋文書
// 二年六月六日	//	深堀文書	// 三年六月十日	//	池端神社
// 二年六月六日	//	深堀文書	// 三年九月十六日	//	河上神社文書
// 二年八月十日	//	河上神社文書	// 三年九月十六日	//	河上神社文書
// 二年十一月廿五日	//	河上神社文書	// 三年九月廿九日	//	立花大友文書
元応元年後七月廿一日	//	深堀文書	// 三年十月五日	//	河上神社文書
// 元年九月六日	//	深江文書	// 三年十一月廿五日	//	比志嶋文書
// 元年十月十六日	//	河上神社文書	// 三年十一月廿五日	//	実相院文書
// 二年二月廿八日	//	野上文書	// 三年十一月廿九日	//	彌覆文書
// 二年八月六日	//	大川文書	// 三年十一月廿九日	//	河上神社文書
// 二年十一月六日	//	島津家文書	// 三年十二月五日	//	大川文書
// 二年十一月九日	//	青方文書	// 四年二月廿九日	//	河上神社文書
元亨二年七月廿七日	北条英時	河上神社文書	// 四年三月廿日	//	深江文書
// 二年八月廿九日	//	上杉家文書	// 四年三月廿日	//	山田文書
// 二年十一月十一日	//	高城寺文書	// 四年三月廿五日	//	河上神社文書
// 二年十一月十一日	//	彌覆文書	// 四年四月十六日	//	河上神社文書
// 二年十一月廿九日	//	青方文書	// 四年五月十六日	//	河上神社文書
// 二年十二月十六日	//	武雄神社文書	// 四年八月十日	//	羽鳥文書
// 二年十二月十六日	//	熊野御堂真氏所藏文書	// 四年十一月廿九日	//	山田文書
// 二年十二月廿五日	//	益永文書	// 四年十二月二日	//	北里文書
// 三年三月廿五日	//	尊經閣文書	// 四年十二月十六日	//	入来院文書
// 三年五月十日	//	詫磨文書	正中二年四月五日	//	宗像辰美氏所藏文書
		河上神社文書	// 二年四月五日	//	高野山文書(金剛三昧院文書)

鎌倉幕府滅亡の歴史的前提

正中二年七月廿五日	北條英時	国分寺文書	元徳二年二月廿九日	北條英時	島津家文書
〃 二年七月廿九日	〃	溝口文書	〃 二年三月五日	〃	志賀文書
〃 二年八月廿九日	〃	橘中村文書	〃 二年五月廿五日	〃	河上神社文書
〃 二年十月十日	〃	山田文書	〃 二年六月五日	〃	詫磨文書
嘉暦元年十二月五日	〃	阿蘇文書	〃 二年十月廿五日	〃	和泉忠氏譜中
〃 元年十二月廿日	〃	彌寝文書	〃 二年十月廿九日	〃	水引執印文書
〃 元年十二月廿日	〃	日名子文書	〃 二年十一月十六日	〃	山田文書
〃 二年八月廿九日	〃	詫磨文書	〃 二年十二月十日	〃	河上神社文書
〃 二年閏九月十七日	〃	雷山文書	〃 二年十二月十日	〃	詫磨文書
〃 二年九月廿日	〃	詫磨文書	〃 二年十二月十六日	〃	嬉野文書
〃 二年閏九月廿日	〃	藤野文書	〃 二年十二月十六日	〃	志賀文書
〃 二年九月廿日	〃	河上神社文書	〃 二年十二月廿日	〃	島津家文書
〃 二年丁卯十月五日	〃	河上神社文書	〃 三年七月廿五日	〃	宗像文書(松平定教氏所蔵文書)
〃 二年十二月廿日	〃	河上神社文書	〃 三年七月廿五日	〃	宗像神社文書
〃 三年六月廿九日	〃	河上神社文書	〃 三年八月廿日	〃	二階堂文書
〃 三年八月廿九日	〃	彌寝文書	〃 四年七月十六日	〃	龍造寺文書
〃 四年七月五日	〃	島津家文書	〃 四年七月十六日	〃	龍造寺文書
〃 四年八月廿日	〃	深江文書	正慶元年十月五日	〃	新編彌寝正統系図
〃 四年九月廿日	〃	二階堂文書	〃 元年十一月十日	〃	新編彌寝正統系図
元徳元年十月五日	〃	島津家文書	〃 元年十二月五日	〃	池端文書
〃 元年十一月廿九日	〃	河上神社文書	〃 元年十二月五日	〃	山田文書
〃 元年十一月廿九日	〃	河上神社文書	〃 元年十二月十日	〃	山田文書
〃 元年十二月廿五日	〃	二階堂文書	〃 元年十二月廿五日	〃	新編彌寝正統系図
〃 元年十二月廿五日	〃	河上神社文書	年月日不明	〃	宇佐永弘文書

年月日不明

北條英時 宇佐永弘文書

〃 〃 青方文書

これを探題別に分類し、その初見年月日及び最終年月日を示せば次の表の如くなる。

探題名	裁許状数	最初日付	最終日付
北条実政	11通	永仁五年九月七日	正安三年六月十六日
北条政顕	63通	正安四年八月十八日	正和五年二月十二日
北条随時	19通	文保元年八月廿五日	元応二年十一月九日
北条英時	82通	元亨二年七月廿七日	正慶元年十二月廿五日

この間探題引継交替のための探題未補の間は、

(朱書)

「管領未補之時被任鎮西御後見事」

鎮西警固已下事、定補管領仁之程、大宰少貳貞經相共守事書、可致沙汰之狀依仰執達如件、

(北条基時)

正和五年五月六日

相 模 守 在判

(金沢貞顕)

武 藏 守 在判

大友左近大夫將監殿
(貞宗)

(立花大友文書)

鎌倉幕府滅亡の歴史的前提

この関東御教書によつて、後見役たる少弐氏、大友氏がその職務を代行したものらしい。

しかしその期間は前表によつても明な如く極く短期間であり、しかもその権限は「鎮西警固已下事」とある如く、その中に裁断権は含まれて居らず、軍事面のみに限られていたらしい。

即ち本来ならば当然鎮西探題が裁決すべき相論にも拘らず、正和五年五月十二日付関東裁許状によつて裁決された裁判があるが、^(註10)これは北条政頭から北条隨時への交替のための探題未補の間の故と思われる。

又探題退座の時は

上總前司政顯退座事、尋究子細可被注進之狀依仰執達如件

(大仏宗宣)

陸 奥 守 在判

徳治三年四月五日

(北条師時)

相 模 守 在判

大友出羽守殿

(立花大友文書)

とあり大友氏が子細を尋究して関東に注進したらしく、^(註11)かかる場合も大友氏、少弐氏に裁断権を無条件で委任される事はなかつたらしい。

ここにも得宗専制強化に対する鎌倉幕府の周到なる配慮を見る事が出来、反面鎮西探題が設置されるまで鎮西東方奉行、^(註12)西方奉行としての特殊権限を有した大友氏、少弐氏の失意の状態を知る事が出来る。

この間の事情を歴代鎮西要略は

「太宰小貳筑後守貞經入道妙恵者、自曾祖資頼任府司、管五州補鎮西守護以來、雖未墜其箕箒、其權乃十之一也、其隆

時、府稱守護所、令比鎌倉、執政威風無不臻也、雖爾當時北條置探題、遂押奪太宰府之權、爾來朝事邦趨雜訴訟獄之者、不之宰府、之探題、依之探題之門前爲市林、其家令評定衆、私通車馬賄賂、無不富榮、是以都督官府自寂寥、車宿徒壞、柳桁立朽、雖府官有司職、只有聲無實」

と評しているが、探題と大友、少弐氏との關係を端的に表現したものと見える。

以上鎮西探題設置期間中鎮西における所務沙汰の裁許が関東において行れた二三の例を認める事が出来るが、それ以外はすべて鎮西探題において裁許が行われている。

永仁年間探題北条実政の時、鎮西評定衆、引付衆が設置されており、これに大友氏、島津氏、少弐氏等の在有力御家人を任命する事によつて今までの鎮西訴訟機關失敗の欠を補い、名実共に鎮西唯一の訴訟機關としてその機能を發揮するに至っている。^(註14)

鎮西御家人の関東への参訴を禁じ、現地において裁決し、もつて異国警固番役に専会せしめると云う、鎌倉幕府の所期の目的もここにようやく達成されたのである。

(註1) 相田二郎氏「異国警固番役の研究下」(歴史地理五八)

五)

(註2) 佐藤進一氏「鎌倉幕府訴訟制度の研究」

(註3) 立成家蔵大友文書弘安九年七月十八日関東御教書

(註4) 弘安七年設置された特殊合議訴訟機關及び鎮西談議所の機構等については佐藤氏前掲論文中に詳論されている。

(註4) 大友系図所載文書永仁七年正月廿七日関東御教書

(註5) 比志嶋文書に北条実政から北条英時に至る鎮西引付の結番

注文が残っている。

(註6) 鎮西裁許状の署名は、関東裁許状、六波羅裁許状が執権、連署及び南方、北方探題の連署であつたのに対し、鎮西探題一名である事の特徴とする。

各探題の署名は次の通りである。

北条実政―前上総介平朝臣

北条政顕―掃部助平、上総介平朝臣、前上総介平朝臣
北条随時―遠江守平朝臣(文保二年以前) 前遠江守平朝臣

鎌倉幕府滅亡の歴史的前提

(元応元年以後)

北条英時—修理亮平朝臣

(註7) 所務沙汰は鎮西探題が管轄していたが、雑務、検断而沙汰の管轄権は守護が握っていた。

「鎌倉幕府訴訟制度の研究」 P.324 参照。

「薩藩旧記雜録」(鳥津家文書)

鎮西検断事、早撰器量之仁、副國々守護人、可被嚴密之沙汰之状、依仰執達如件、

正安二年六月廿四日

陸奥守 在判
相模守 在判

上(北条実政)
総前司殿

しかし守護の権限である検断沙汰についても、守護退座の時は鎮西探題が沙汰したらしく、鳥津家文書嘉暦四年七月五日鎮西探題裁許状によれば、「薩摩国比志嶋孫太郎忠範法師法名 仏念与大隅道惠左京進宗久法師法名 道惠代道慶相論追捕刃傷打擲以下事」に就いて「右、守護人退退座之間、所有其沙汰也」として鎮西探題が裁許している。

(註9) 蒐集せる鎮西探題裁許状は現在続刊中の「大宰府、太宰府天満宮史料中世編」に収録される予定である。

(註10) 詫磨文書正和五年五月十二日付関東裁許状参照

(註11) 評定の時の退座については、次の如く定められている。

一、評定時可退座分限事

祖父母、父母、養父母、子孫、養子孫、兄弟、姉妹、甥

八六

姉妹孫、舅、相舅、伯叔父、甥姪、従父兄孫、小舅、夫妻訴訟之時、烏帽子子

文暦二年閏六月廿一日

(近衛家本追加)

(註11) 佐藤進一氏は大友氏が守護の職権以外には、何等の重職(鎮西奉行)にも就いていなかった事を指摘して居られる。

「鎌倉幕府訴訟制度の研究」 P.275

しかし大友氏が少弐氏と共に鎮西奉行としての職権を行使していたと思われる若干の史料がある。

(端書)

「東方奉行」

蒙古合戦事、為尋沙汰、不日可召給代官候、恐々謹言、

建治三年六月十六日

頼泰(花押)

都甲左衛門五郎殿

(都甲文書)

大友氏が東方奉行とすれば、当然少弐氏が西方奉行と呼ばれたものであろうが、西方奉行に関しては全く知るべき史料がない。

東方奉行の名が見える史料としてはこの外に、

鎮西東方奉行送文、文永十一年十二月七日

(阿蘇文書)

鎮西東方奉行所書下、建治元年十一月六日

鎮西東方奉行所書下、建治元年十一月廿三日

鎮西東方奉行所召文、建治三年六月十五日

(以上都甲文書)

しかしこれらはいずれも端裏書に書かたものであり、或は後世に書き加えられたものかも知れない。

しかし大友氏が少弐氏と共に、蒙古来襲前後から、単なる守護の権限以上の役割を果たしていた事は、各方面から論証し得る所であり、その権限に対して、東方奉行、西方奉行の名称が与えられたとしても不思議ではない。この点に就いては他日稿を改めて論ずる予定である。

(註13)

阿蘇文書正安二年九月六日鎮西探題施行状によれば、上嶋弥四郎惟盛法師法名成仏女子宇治氏代惟久と諸四郎惟季法名入阿との肥後國六箇庄中村内徳恒名田島をめぐる相論は関東下知状によつて裁許され、それを鎮西探題北条実政が施行している。又小鹿島文書正安三年七月十二日関東下知状によれば、「橘薩摩左衛門次郎公遠与同右馬允公総相論肥前國長嶋庄内大崎村事」に就いて、鎮西探題北条実政が訴陳具書等を関東に執進して居り、それによつて関東において裁許されている。

このほか関東において裁許された例としては、島津家文書正中二年十月七日関東下知状(「嶋津庄薩摩方伊作庄同日置北郷雜掌憲俊与地頭大隅左京進宗久代道慶相論所務事」)同じく島津家文書正中二年十月廿七日関東下知状(「嶋津庄薩摩方日置新御領雜掌承信与地頭大隅左京進宗久道慶相論所務事」)があるが、これは鎮西引付衆の一人である大友近江貞宗の注申によつて裁決されている。

しかし鎮西探題裁許状一七七通に比較すれば、例外として鎌倉幕府滅亡の歴史的前提

取扱つて差し支えないであらう。

この四例が何故関東において裁許されたか必ずしも明でないが、これらが東國御家人の相論である事が共通点として認め得るが、その他の東國御家人との相論は鎮西探題が裁許しているから、ここでは結論を保留して置く。

(註14)

しかし鎮西評定衆設置の当初は、評定衆で不参の者が多かつたらしく、次の如き関東御教書が出され、評定衆の忠勲を命じている。

(新式目)

一、評定衆殊可致忠勲之処、多以不参云々、甚無其謂、於如然輩者、嚴密可被注進之状、依仰執達如何

正安二七七

(宣時) 陸 奥 守判
(貞時) 相 模 守判

(實政)

上 総 前 司 殿

又幕府は鎮西裁許に關して、次の如き条々を北条実政に命じている。

(新式目) 条々 正安二王七十九但馬前司渡之

- 一、召文事、止問状、御使催促共可為三ヶ度事
- 一、召文事、停止國雜色、可被仰當國守護并近隣地頭御家人等事、
- 一、於引付、可有御下知取捨事、

鎌倉幕府滅亡の歴史的前提

- 一、評定事書、頭付并繼目封事、当日可令申沙汰事、
 - 一、急事外、於引付座、不可書御教書以下事、
 - 一、自評定被勘返沙汰事、不日加談議、後日評定可覆勘申事、
 - 一、頭人并開闔仁座退座分限事、可令停止事、
 - 一、諸人代官、除退座分限、可令停止事、
 - 一、対問時一方人數兩之外、堅可停止事、
 - 一、京下并無足訴人、及經年序沙汰事、急速可申沙汰事、
 - 一、清書仁令書上御下知者、頭人封裏直可下訴人事、
- 右、條々諸事、所被書遺事早守此旨可被成敗之状、依仰執達

如件、

正安二年七月五日

(宣時) 陸 守判

(貞時) 相 模 守判

(実政) 上 総 前 司 殿

(二)

鎌倉幕府の訴訟制度において、御家人が保護される立場にあつた事は勿論予想されるところであるが、前述の如く上横手氏は鎌倉末に至り鎌倉幕府法の「道理」「公平」が荘園制擁護の立場に立脚したものに変質した事を指摘されたが、そのような「道理」「公平」が具体的個々の裁決の際、如何なる結果となつて現れたかと云う点に就いて実証を欠く憾がある様に思う。

鎌倉末における鎌倉幕府法が荘園体制擁護の上に成立していた事を主張するためには、単に法令やイデオロギーの面からだけでなく、各々の相論に対する幕府の裁決を示す裁許状について分析する事によつて実証され得るならば一層明確な結論を導き出す事が出来よう。

このためには鎌倉幕府によつて下されたあらゆる訴訟に対する裁許状を蒐集分析する事が必要となるが、この事はなお

若干の時間的余裕を必要とするので後日を期し、ここでは鎌倉幕府訴訟制度の一環たる鎮西探題裁許状に限り、この点を考察する事とする。^(註15)

そこで私見の及んだ鎮西探題裁許状中断簡のため内容を正確に知り得ないもの、及び未解決に終わっているもの等二十五通を除外し、^(註16) 残一五三通について、その訴人、論人、及び勝訴を得た者の階層を地頭御家人、寺社莊園領主、非御家人に分類し、次の結果を得た。^(註17)

年月日	探題	訴人				論人				勝訴		備考
		地頭	寺社	非御家人	不明	地頭	寺社	非御家人	不明	御家人	莊園領主	
永仁五年九月七日	北条実政	○				○				○		惣地頭对小地頭、小地頭勝
// 六年五月廿六日	//	○				○				○		
// 七年六月二日	//			○		○				○		
正安元年十二月四日	//	○				○				○		一族間相論
// 元年十二月廿五日	//	○				○				○		//
// 三年六月六日	//		○				○			○		新田八幡宮
// 三年六月十六日	//		○				○			○		高城寺
// 四年八月十八日	北条政頼	○				○				○		志賀氏対託磨氏
嘉元二年十月廿六日	//	○				○				○		

年月日	探題	訴人				論人				勝訴				備考
		地頭	寺社	非御	不明	地頭	寺社	非御	不明	地頭	寺社	非御	不明	
嘉元三年九月廿六日	北條政頭	人御領	莊園	家人	其他	人御領	莊園	家人	其他	人御領	莊園	家人	与	
延慶二年六月十二日	〃	〇				〇				〇				鎮西引付衆勝
〃 二年六月廿六日	〃	〇							〇					
〃 二年九月十二日	〃	〇				〇				〇				惣領对庶子、惣領勝
〃 二年十月二日	〃	〇				〇				〇				兄弟相論
〃 二年十月廿二日	〃	〇		〇		〇					〇			弁済使对地頭
〃 二年十一月十二日	〃					〇						〇		
〃 二年十一月廿六日	〃	〇				〇								新田八幡宮
〃 二年十二月十二日	〃		〇				〇							
〃 二年十二月廿二日	〃	〇				〇								
〃 三年十月六日	〃	〇				〇								惣領对庶子、惣領勝
〃 三年十二月六日	〃		〇				〇							宗像宮
〃 三年十二月十六日	〃		〇					〇						〃
正和元年十一月廿二日	〃	〇				〇				〇				惣領对庶子、惣領勝
〃 元年十二月二日	〃	〇				〇				〇				宇佐宮

年月日	探題	訴人			論人			勝訴		備考
		地頭	御家	領主	地頭	御家	領主	地頭	御家	
正和二年八月十二日	北条政顕	○	○	○	○	○	○	○	○	宇佐宮
〃 二年八月十六日	〃									弥勒寺
〃 二年八月廿七日	〃								○	背後ニ大友氏アリ
〃 二年九月六日	〃									宇佐宮
〃 二年九月六日	〃									〃
〃 二年九月十六日	〃									大宰府天満宮
〃 二年十月六日	〃									宇佐宮
〃 二年十月六日	〃									〃
〃 二年十月十二日	〃									〃
〃 二年十月十二日	〃									〃
〃 三年卯月十六日	〃									〃
〃 三年七月十六日	〃									地頭対下司
〃 三年九月二日	〃									惣領対庶子、兄弟相論
〃 三年十一月廿七日	〃									地頭対住人
〃 四年五月二日	〃									河上社対背振山、河上社勝

年月日	探題	訴人				論人				勝訴				備考
		地頭	寺社	非御	不明	地頭	寺社	非御	不明	地頭	寺社	非御	不明	
		御家人	莊園領主	御家人	其他	御家人	莊園領主	御家人	其他	御家人	莊園領主	御家人	其他	
元應元年十月十六日	北條時時	○												河上社
〃 二年二月廿八日	〃	○												
〃 二年八月六日	〃	○				○				○				惣領対庶子、惣領勝
〃 二年十一月六日	〃	○						○						地頭対下司
〃 二年十一月九日	〃	○				○								一族間相論
元亨二年七月廿七日	北条英時	○						○						河上社
〃 二年十一月十一日	〃	○						○						高城寺
〃 二年十一月十一日	〃	○												
〃 二年十一月廿九日	〃	○				○								武雄社
〃 二年十二月十六日	〃	○												宇佐宮
〃 二年十二月廿五日	〃	○				○								惣領対庶子
〃 三年三月廿五日	〃			○										
〃 三年五月十日	〃	○						○						河上社
〃 三年五月十六日	〃	○				○								河上社対背振山、河上社勝

年月日	探題	訴人	論人	勝訴	備考
元亨四年十二月十六日	北條英時	地頭 御家人 寺社 莊園領主 非御家人 不明 其他	地頭 御家人 寺社 莊園領主 非御家人 不明 其他	地頭 御家人 寺社 莊園領主 非御家人 不明 其他	
正中二年四月五日	〃	〇	〇	〇	高野山金剛三昧院对在
〃 二年四月五日	〃	〇	〇	〇	薩摩国国分寺
〃 二年七月廿五日	〃	〇	〇	〇	
〃 二年八月廿九日	〃	〇	〇	〇	
〃 二年十月十日	〃	〇	〇	〇	一族間相論
嘉暦元年十二月五日	〃	〇	〇	〇	惣領対庶子、惣領勝
〃 元年十二月廿日	〃	〇	〇	〇	
〃 元年十二月廿日	〃	〇	〇	〇	志登社
〃 二年八月廿九日	〃	〇	〇	〇	
〃 二年九月廿日	〃	〇	〇	〇	〃
〃 二年九月廿日	〃	〇	〇	〇	薩摩国雜掌対名主、雜掌勝
〃 二年九月廿日	〃	〇	〇	〇	河上社対大山寺、河上社勝
〃 二年十月五日	〃	〇	〇	〇	河上社
〃 二年十二月廿日	〃	〇	〇	〇	〃

年月日	探題	訴人	論人	勝訴	備考
元徳二年十二月廿日	北條英時	地頭 御家人 寺社 莊園領主 非御家人 不明 其他	地頭 御家人 寺社 莊園領主 非御家人 不明 其他	地頭 御家人 寺社 莊園領主 非御家人 不明 其他	
〃 三年七月廿五日	〃	〇	〇	〇	宗像社
〃 三年七月廿五日	〃	〇	〇	〇	〃
〃 三年八月廿日	〃	〇	〇	〇	惣領対庶子、惣領勝
〃 四年七月十六日	〃	〇	〇	〇	
〃 四年七月十六日	〃	〇	〇	〇	
正慶元年十月五日	〃	〇	〇	〇	兄弟相論
〃 元年十二月五日	〃	〇	〇	〇	惣領対庶子惣、惣領勝
〃 元年十二月五日	〃	〇	〇	〇	御家人対惣地頭惣、惣地頭勝
〃 元年十二月十日	〃	〇	〇	〇	〃
〃 元年十二月廿五日	〃	〇	〇	〇	一族間相論
〃 元年十二月廿五日	〃	〇	〇	〇	

相論件数	階層別	
	訴人	論人
153		
72	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家
74	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家
5	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家
2	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家
92	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家
6	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家
48	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家
7	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家
60	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家
61	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家
2	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家
30	御地頭寺莊園領主家	御地頭寺莊園領主家

今日我々が披見し得る鎮西探題裁許状は、鎮西探題四代にわたつて出された裁許状の極く一部に過ぎず、更に残存史料の偶然性を考慮に入れる時、統計的百分率を出して論ずる事が出来ないのは勿論であるが、以下特徴的現象を指摘しながら論ずる事にする。

先ず全般的な点では、相論の訴人、論人いづれも地頭御家人、寺社関係の者によつて大半が占められており、又寺社の中でも、その史料的关系から、宇佐宮、河上神社関係のものが大半を占める結果となつた事はやむを得ない。

又公領、莊園内の訴訟に武家が口入する事は、鎌倉幕府法によつて固く停止する所であつたが、鎌倉末期にはこれら公領、莊園内の訴訟の裁決を、現実の最高権力を保持する武家方に委ねる事によつて解決を求める一般的傾向は、鎮西以外においても認められる所であるが、特に辺境地鎮西においてはかかる現象が顕著に現れている。^(註5)

次に訴人について云えば、153例中、地頭御家人が72例、寺社74例であり、両者によつてその九割以上が占められて居り、非御家人で訴人となつた者が僅か5例である事と著しい対象を示している。

元来訴人たる者は、当時における特権階級であり、且つ既成法によつて保護されている者、即ち既成道理によつて裁判に勝訴を得る可能性を有する者が多い事が一般的現象であるが、鎌倉幕府法下における地頭御家人及び寺社こそ、当時の

特権階級として訴人たるべき一般的条件を具備せる階層であつた。

これに反し、非御家人の訴人例5例と云う事は、彼等がいまだ鎌倉幕府法によつて保護を受けざる新興階層であり、その勢力伸張が非合法によつて、地頭御家人、寺社荘園領主等の既成特権を侵犯しつつあつた事実を示す。

このような彼等が既成法に頼る事は考え得べくもない。

この事實は論人の分析によつて一層明確となる。

論人153例中、地頭御家人にして論人となつた者92例は、訴人、論人共に御家人である場合が数多く含まれている事から当然の数字であるが、寺社が論人となつた者6例は、訴人の場合寺社が74例あつたのと好対象を示している。

この現象は特権階級としての寺社が、地頭御家人、非御家人等による非法狼藉に苦しめられる受身の立場にあつた事を示している。

これに対し非御家人で論人となつた者は、訴人の場合の5例から逆に48例に増加して居り、彼等がその非法狼藉の行動によつて、訴えられる立場にあつた事を示す現象と考えられる。

更にその内容を詳細に検討すれば、寺社が地頭御家人を訴えた例も26例あり、この事からも寺社の有する既成特権を侵蝕しつつあつた者が非御家人及び地頭御家人であつた事がわかる。

この事實は次の時代の中心勢力として主導権を握る階層を暗示しているものと云える。

即ち地頭御家人及び非御家人は在地において勢力を伸張しつつある階層であり、寺社荘園領主はその肉迫に悩み、既成特権の維持を鎌倉幕府法によつて辛うじて支えているに過ぎない状態であつた。

而してこれら三階層の相論を通じての闘争を、調停者の立場に追い込まれた鎮西探題が如何に裁決するかと云う事は、単にそれによつて鎮西探題の基本政策を窺い知るのみならず、鎮西探題の背後にある鎌倉幕府の性格規定の問題とも関連

して来る。

かかる観点から鎮西探題の裁許において、有利な判決を下された階層を地頭御家人、寺社莊園領主、非御家人の三階層に分類してみる時、勝訴になったのは寺社莊園領主の61例が最も多く、地頭御家人の60例がこれに続き、非御家人にして勝訴となつた者は、わずか2例に過ぎない。

地頭御家人の勝訴60例については論ずる点は少い。

しかし鎮西探題が寺社莊園領主に61例の勝訴を与えている事は注目し値いする。

しかもこの61例の勝訴の中には、地頭御家人との相論に勝つた19例が含まれて居り、これらはすべて神領興行法によつて地頭御家人の神領の非法押領を停止せしめ、その返付を命じたものである。地頭御家人にして寺社との相論に勝利を得たのはわずかに1例に過ぎない。^(註19)

元来鎌倉幕府の成立当初より、寺社領に対しては特別の庇護が加えられ、そのために種々立法も行われているが、特に鎌倉末期には、鎮西における対外的特殊事情から、正和元年十二月頃神領興行の法を施行した事が指摘されている。^(註20)

鎌倉幕府がかくの如く寺社領を保護した事理由は種々論議されているので、ここでは触れない事とするが、かかる地頭御家人層の寺社領の侵蝕が、在地における領主制確立のための現実の要求に基づくものであつた以上、如何なる理由によつたにせよ鎌倉幕府の寺社領保護政策が地頭御家人層の利害と正面から鋭く対立する結果となつた事は否定出来ない。

非御家人が僅か2例の勝訴しか得ていない事は、鎌倉時代における非御家人の立場を示している。^(註21)

更に鎮西探題は御家人間の相論においても惣領と庶子との相論の場合、惣領に有利な判決を下す事において態度は一貫している。

即ち鎮西探題裁許状中惣領と庶子の相論は17例あるが、2例の和与を除いては、悉く惣領側の勝に帰している。これによつても鎌倉末の「鎌倉幕府による庶子独立奨励策」は異国警固番役確保のため施行した現実即応の政策であり、一応緊急事態を脱した後においては、庶子支配強化を意図する惣領の立場を支持する政策に復帰したことがわかる。^(註22)

以上鎮西探題裁許状の分析を通じて云える事は、裁決に際し、鎌倉幕府法の「道理」「公平」、或いは「不参之咎」「難決之咎」等が一応裁決の根拠となつてはいるが、これはあくまで表面的理由であり、その背後にはかかる法的立場に優先する政治的配慮が働いている事は否定出来ない。

(註15) ここでは訴人、論人、勝訴になつた者の階層別分類を行う必要上、この事が比較的明確にわかる鎮西探題裁許状についてのみ分析を試みたが、鎮西探題御教書の形式による、相論のための召文、問状等から間接的に裁決の内容を知り得るものもあるので、将来鎮西探題御教書をも蒐集分析する事によつて、一層明確になると期待される。

(註16) 山田文書正安二年七月二日「薩摩國谷山郡山田上別府西村地頭大隅式部孫五郎宗久與當郡々司谷山五郎資忠相論所務条々」に対する裁許状の如く、相論点が四十一ヶ条にも及び、俄にいずれが勝訴となつたと判定困難なもの除外した。

この相論について研究されたものとしては、井ヶ田良治氏「南九州における南北朝内乱の性格」日本史研究十七号、

(註17) 鈴木銳彦氏、史淵五十四輯「中世に於ける領主権確立をめぐつての一考察―薩摩國谷山郡の場合―」、水上一久氏金沢大学法文学部論集三「南北朝内乱に関する歴史的考察―特に薩摩、大隅地方について」佐々木光雄氏文化第二十一卷三号「鎌倉時代末期における地頭と郡司の相剋―薩摩國谷山郡正安二年の鎮西探題裁決状をめぐつて―」等がある

(註17) この三階層の分類にあたり、地頭御家人と非御家人の区別は最も微妙な点であり、種々問題があると思う。ここでは各方面より検討し、地頭御家人である事の確証を握み得なかつた者は一応非御家人に分類してあるが、将来なお検討の必要のある者も少くない。この御家人、非御家人の区別については、拙稿「肥前国における鎌倉御家人」(日本歴史117号)で考察したので、ここでは省略する。

又寺社莊園領主の分類は、具体的には宇佐宮、河上神社、新田八幡宮、武雄神社、大宰府天満宮、志登社、高城寺、宇佐弥勒寺、高野山金剛三昧院、国分寺（薩摩）等であり、これらは莊園領主としてより、むしろ寺社であつた事が強調されるべきではないかと考へる。したがつてこれだけの史料で直らに對莊園領主政策と飛躍させて結論を急ぐ事には躊躇せざるを得ない。かかる観点からすれば本稿は上横手氏のいわれる「鎌倉幕府法Ⅱ莊園領主的立場」とされる結論の裏付け的要素は少いともいへる。したがつて今後關東下知状の分析等を通じて寺社以外の莊園領主に対する幕府の政策を追求する必要があると思ふ。

又分類にあたり、宗像大宮司、武雄大宮司等は、鎌倉末になると御家人と稱しているが、これらはいずれも寺社莊園領主に分類した。

(註18) 貞永式目三条、六条、吾妻鏡貞永元年閏九月一日条参照

(註19) 地頭御家人が寺社と相論して勝つた唯一の例は、黒水文書文保元年八月廿五日「明海房源意女子大神氏代經方并宇佐宮□□以下神官等與久保六郎種營相論、豊前國□_{下毛}郡黒

水吉武兩名地頭職事」に對する鎮西探題北条隨時の裁許理由は、「然者譜代之神領無御家人一方知行例之由、經方雖申之、代々被成地頭職御下文之地、御家人相傳有何滞哉、且源意為御家人子孫、當名相傳不可有其難之由、再三立申之、引申正應御事書、父祖四代御家人傍例之上者、号一向御家人、難申種榮知行之條、背理致歟」であつた。

(註20) 小島鉦作氏歴史地理第88卷第1号「永仁の徳政と社寺領」参照

(註21) 非御家人が勝訴を得たのは
薩藩旧記雜錄（古本末吉檢見崎氏家藏）延慶二年十一月十二日「島津庄大隅方肝付郡辨濟使兼石今者死去。子息兼藤法師

法名與地頭美作前司時家代源盛相論辨濟使職名田等事」に對し「地頭御下知違背之咎、無所遁歟、然則、於役職名田等者、為別納可令尊阿知行者」との裁決を下して居り、又藤野氏文書嘉曆二年閏九月廿日「薩摩國雜掌明尊申、伊敷村名主四郎入道打止國檢抑留濟物由事」に對して「難遁石文違背之咎歟」との理由で明尊の勝訴を認めてゐる。
(註22) 拙稿九州史学第6号「惣領制の解体と鎌倉幕府」参照

(三)

以上鎮西探題裁許状の分析を通じて鎮西探題の基本政策を追求して来たが、鎮西探題が鎌倉幕府の一出先機關であつた

以上、これが鎮西探題独自の政策ではなく、鎌倉幕府の基本的政策を反映したものである事は云うまでもあるまい。

鎌倉中期以後在地における領主制確立を目指す御家人、非御家人層の積極的動きは、必然的に荘園領主等の有する既成特権に対する非法狼籍となり、又非御家人層の御家人の有する特権に対する侵蝕となつて現れた。

鎌倉中期以後鎮西における所務相論の急激な増加は、この間の事情を如実に反映した現象と云えよう。

しかもこれら新興勢力の激しい領主制確立への具体的行動は、しばしば荘園領主と御家人との勢力均衡を保つ事を目的とした鎌倉幕府法の限界を乗り越えた要求となつている。

調停者としての鎌倉幕府が自己の作り出した幕府法を遵守する以上、相対的に荘園体制擁護の色彩が濃厚となる事は免れ得ない事であつた。

その帰結として、個々の具体的訴訟に対する裁許を迫られた場合、寺社荘園領主対御家人の相論の際は寺社荘園領主に有利な判決を与え、御家人対非御人の場合は御家人、惣領対庶子の場合は惣領の立場を支持する、鎌倉幕府の現状維持を目的とする保守的性格となつて現れたのである。

御家人、非御家人層の非法狼籍が鎌倉幕府法を超越して進展しつゝあつた当時において、鎌倉幕府の態度は法的には幕府法に忠実な結果を示すものとも云えるかも知れない。

しかしここでは法的妥当性云々を問題としてゐるわけではない。

非法狼籍の手段によるこれら新興勢力と鎌倉幕府によつて保護されている既成特権階層との対決闘争が彼等の現実の要求であつた以上、調停者としての鎌倉幕府の現状維持を目的とする保守的性格が、彼等の失望となり、不満となつた点にこそ注目すべきである。

しかも裁決の過程に示した調停者としての鎌倉幕府の動揺は、寺社荘園領主、御家人、非御家人、惣領、庶子等の不満

が鎌倉幕府に集中する結果となり、事態をますます破局に追い込んで行つた。

以上鎮西探題裁許状の分析を通じて見て来た鎮西探題の基本的政策及びその背後にある鎌倉幕府の基本的政策が、歴史の進展とことごとく対立するものであつた事を知る。

鎮西探題滅亡の日、鎮西御家人非御家人が期せずして北条英時誅伐に馳せ参じたのも、偶然ではなく、彼等の鎮西探題に対する長期間にわたる鬱積された不満、反感の爆發であつた。

かかる在り地土豪の鎌倉幕府からの離反こそ、建武中興成功の社会的基盤であつた。



(追記) 鎮西探題裁許状の蒐集にあたり、竹内理三教授をはじめ、東京大学大学院石井進氏、本学研究生川添昭二氏、本学大学院桑波田興氏よりその所在について種々御教示を賜つた。本稿を結ぶにあたり衷心より感謝の意を表する次第である。

The Historical Background of the Collapse of Kamakura Regime

—An Analysis of the Sunction Sentence Issued
by the *Chinzei-Tandai* (鎮西探題)

By S. Seno

At the collapse of the *Chinzei-Tandai*, founded to command the samurais (warriors) in Kyushu as a local agency of the Kamakura Shogunate, many samurais in this district took part in the attack of *Tandai*. This means that even among the local Samurais the anti-Shogunate power existed extensively.

The cause may be sought in the conservative policy of the Kamakura Shogunate. Intending to establish the “purer feudalism,” the positive movements of samurais inevitably opposed the lords of *Shōen*, then they violated the privileges of lords by the unlawful means. They expected that the Shogunate would solve the matter advantageously for them. However, the Shogunate as arbitrator gave the decision, beneficial to the lords and contrary to the expectations of samurais. Thus, their discontents with the Shogunate grew more and more into an power of overthrowing it.

Such extensive local power was the social basis leading to the *Kenmu-no-Chūkō* (建武中興) in the center.